

令和7年度 第1回彦根市地域包括支援センター運営協議会 議事録（要約）

開催日時：令和7年8月18日（月）13時30分～15時15分

場 所：福祉センター別館2階 多目的会議室

出席者：

【委員】新井議長、野村副議長、笹原委員、中川委員、竹松委員、森委員、蓮井委員、住吉委員、平井委員（9名（委員の2分の1以上）出席で当協議会成立）

【地域包括支援センター】すばる中川所長、ハピネス青木所長、ふるさと菱田所長、ゆうじん安原所長、きらら上田所長、いなえ白谷所長

【事務局】大久保部長、池田次長、平野課長、浅居副主幹兼係長、林、北川

1 開会

2 福祉保健部長挨拶

3 委員紹介

4 副会長の選出

副会長：彦根歯科医師会の野村委員

5 議題

(1) 令和6年度彦根市地域包括支援センターの取組について

- 事務局から地域包括支援センター業務の概要について説明
- 各地域包括支援センターから令和6年度彦根市地域包括支援センターの取組について報告
- 意見交換（以下のとおり）

【質問・意見】

発言者	質問・意見
住吉委員	<p>対応が困難な事例が増えている印象がある。その中で、地域包括支援センターによって対応の速さに差が見られるため、できる限り均一化されることが望ましい。</p> <p>また、平和堂においてはキャラバン・メイトを増員し、認知症の人の早期発見に尽力されているが、一方で平和堂からは「どこに相談すればよいのか分からない」「すぐに対応してくれる窓口がどこか不明である」といった声も寄せられている。特に対象者が市外の人である場合など、スムーズな対応が可能なのか懸念がある。せっかく発見し、支援につなげようとしているため、迅速な連携をお願いしたい。</p> <p>さらに、彦根市 HOT サポートセンターでの認知症初期集中支援においては、虐待ケースも増加していると感じられる。相談をしても「たらい回</p>

	し」にされる事例もあるため、対応の筋道をあらかじめ整備しておく必要がある。
事務局（浅居副主幹）	<p>困難ケースへの対応については、相談内容が多岐にわたるため、一律の対応を統一することは容易ではない。しかし、誰ひとり取り残さないためにも、まずは地域包括支援センターで受け止める体制づくりが重要である。また、相談が増えている事例については、会議等を通じて地域包括支援センター間での情報共有を進めていきたい。</p> <p>認知症に関する相談についても、まずは地域包括支援センターにご相談いただきたい。その上で、彦根市認知症 HOT サポートセンターと連携しながら支援を行っていく。</p> <p>高齢者虐待に係る通報があった場合でも、ケースによって高齢者虐待として対応する場合もあれば、女性保護として対応する場合もある。いずれにしても、市や地域包括支援センターにご相談いただければ、関係機関と連携しながら適切に対応していく。</p>
平井委員	<p>センターの機能や役割の周知、事例検討を通じた研鑽、相談しやすい体制やネットワークづくりなど、多方面での取組が進められていることがよく理解できた。</p> <p>また、私は精神保健福祉分野での経験が長いことから、地域包括支援センターとの連携を大切にしたいという思いで取り組んできた。地域包括支援センター職員が訪問の中で出会われた対応困難ケースと、精神保健福祉分野とがつながることによって、より効果的な支援につながるのではないかと考えている。</p> <p>今後もこのように、他分野との連携が更に進められることを期待したい。</p>

(2) 令和7年度彦根市地域包括支援センター運営方針・事業計画について

- 事務局から地域包括支援センターの運営方針および事業計画について説明
- 各地域包括支援センターから令和7年度事業計画のポイントについて説明
- 意見交換（以下のとおり）

【質問・意見】

笹原委員	<p>どの地域包括支援センターにおいても、総合相談件数が多いことを知った。居宅介護支援事業所のケアマネジャーも、必要に応じて支援に関わることができればよいと感じている。</p> <p>また、地域包括支援センターきららで実施されているような災害時のネットワークづくりについて、他の地域包括支援センターでも取り組まれて</p>
------	---

	いるのかを確認したい。
すばる	<p>地域包括支援センターきらら圏域は、サービス事業所が多く存在する地域特性を有している。一方、地域包括支援センターすばる圏域内、とりわけ鳥居本学区では、居宅介護支援事業所が廃止されたり、もともとサービス事業所自体が少なかったりする状況にある。</p> <p>今後は、佐和山学区や城東学区の地域特性も踏まえて検討していきたいが、まずは地域包括支援センターすばるとしてBCP訓練を実施し、課題を抽出した上で対応策を検討し、取組を進めていきたい。</p>
新井委員	彦根市には地域ごとの特性があるため、それぞれの地域課題を踏まえつつ、進捗状況に違いはあっても、地域の実情を考慮しながら取組を進めたいとの説明をいただいた。
竹松委員	「何も関わらないでほしい」「何かあっても知らせなくてよい」と希望される人への対応は難しいと感じる。

(3) 「彦根市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例」および「彦根市地域包括支援センター運営事業委託要綱」の改正について

- 事務局から条例および要綱の改正内容を説明
- 意見なし

(4) その他

蓮井委員	委託当初は、地域住民と地域包括支援センターとでは立場が異なり、個別支援が中心であったように思われる。今回の報告を通じて、両者が同じ目線に立ち、協働して地域包括ケアシステムを構築できる体制が整いつつあると感じられた。
森委員	認知症の人が行方不明になった場合、どこに相談すればよいか。
事務局(平野課長)	<p>行方不明者が発生した場合には、まず警察へ通報していただきたい。</p> <p>また、認知症の人については、事前に登録を行い、万一の際には情報発信を行う制度もある。事前に心配な人がいらっしゃる場合には、市へご相談いただきたい。</p>
事務局(大久保部長)	<p>事務局として補足。</p> <p>・住吉委員の発言に関して</p> <p>地域包括支援センターおよび彦根市認知症 HOT サポートセンターは、委託業務の仕様書の中で役割分担を明確にしており、建前上は「たらい回し」は起こりえない。しかし、実状はそうでもない。仕様書といってもいちいち見ないだろうし、長年の慣例で、解釈が違ってきていることもあろう。</p> <p>市民に迷惑がかかってはいけないので、業務の根拠となるものをしっかり</p>

	<p>り共通理解して進めてもらいたい。担当課でコントロールしてもらおう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 笹原委員の発言に関して <p>災害対策基本法、災害救助法、国民保護法の改正に伴い、福祉サービスの提供がメニューに加えられている。具体的な市町村の対応は示されていないが、対応していく必要はあるので、福祉防災としての職員の体制を整えたいと考えている。現場のBCP、避難確保計画、我々の災害時避難行動要支援者制度、こういったことを一括で対応していきたいと考えている。現場が何を困っているのか集約もしていきたい。</p> <p>なお、職員の体制が整わなくても、各部署と危機管理課で対応はしていく。</p> ・ 竹松委員の発言に関して <p>6月1日号発行の「広報ひこね」折込チラシで、「福祉の相談窓口」のチラシを配布した。近所の心配な人の事例も載せている。</p> <p>情報提供者の秘密を守りつつ、専門職が上手に対応するので、心配な人がおられる場合は、ぜひ市へ情報提供をお願いしたい。</p>
--	---

6 連絡事項

- 令和6年度実績評価票の提出について
- 第2回彦根市地域包括支援センター運営協議会について

7 閉会